

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画を定めた件 五九
- 県営土地改良事業計画を変更した件 五九
- 道路の区域を変更する件七件 五九
- 道路の供用を開始する件四件 六一

### 公 告

- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めた件 六一
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件 六一
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 六一
- 一般競争入札を行う件 六一

## 告 示

### 福島県告示第七百三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、牛川地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年十一月二十九日から  
同 年十二月二十日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
会津美里町役場、会津坂下町役場及び会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、小谷地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年十一月二十九日から  
同 年十二月二十日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所

(農村計画課)

### 福島県告示第七百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道郡山矢吹線	須賀川市大字保土原字寺作田八三番五地先から 岩瀬郡天栄村大字高林 字芋畑八二番六地先まで	変更前	七・五	三三〇・〇
		変更後	七・五 四二・四	三三〇・〇

(道路計画課)

### 福島県告示第七百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下松 本鏡石停 車場線	岩瀬郡天栄村大字飯豊 字姥子壇六番一四地 先から 須賀川市大字保土原字 寺作田二〇八番二地先 まで	変更前 変更後	七・五 一・一〇 九・〇 二・三〇	四〇〇・〇 四〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七七七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡昭和村大字小野 川字四百筋四〇〇番二 地先から 同 郡同 村大字小野 川字四百筋四〇一番二 地先まで	変更前 変更後	九・四 一四・五 九・四 一四・五	四一・二 四一・二 四六・〇

(道路計画課)

福島県告示第七七八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 山神二一番一地先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字 桜下三七番一地先まで	変更前 変更後	一六・二 一九・五 九・七 七八・六	二〇一・一 二〇一・一 三九四・七

(道路計画課)

福島県告示第七七九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小良 ヶ浜野上 線	双葉郡大熊町大字熊川 字八坂二七四番二地先 から	変更前 変更後	六・四 二〇・〇	五八〇・四

福島県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

同 郡同 町大字熊川 字久麻川二三九番地先 まで	変更後	A 六・四〇〇 B 一一・〇〇〇 九五・〇〇〇	五八〇・四 五九六・八
--------------------------------	-----	-------------------------------------	----------------

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡檜葉町大字波倉 字細谷一三四番六五地 先から 同 郡富岡町仏浜字釜 田四二四番地先まで	変更前 A 五・四〇〇 四・五〇〇	A 五・四〇〇 四・五〇〇	三、四九四・九
	双葉郡檜葉町大字波倉 字細谷一三四番六五地 先から 同 郡富岡町仏浜字釜 田四二四番地先まで	変更後 A 五・四〇〇 四・五〇〇	B 一一・八〇〇 五七・二〇〇	三、四九四・九 二、五九五・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡大熊町大字熊川 字八坂二七四番二地先 から 同 郡同 町大字小入 野字東平一三一番一 地先まで	変更前 A 三・〇〇〇 三〇・〇〇〇	A 三・〇〇〇 三〇・〇〇〇	二、二二七・六 一、六六六・〇
	同 郡同 町大字小入 野字東平一三一番一 地先まで	変更後 B 一一・〇〇〇 一一九・〇〇〇	B 一一・〇〇〇 一一九・〇〇〇	二、二二七・六 一、六六六・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道須賀川三春線	郡山市中田町高倉字下ノ沢四五番地先から 同 市中田町高倉字古御館一七八番一地先 まで	平成二十二年一 月二六日

(道路計画課)

福島県告示第七百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字下ノ沢二一八番一地从 同 市中田町高倉字宮ノ脇二〇番地先ま で	平成二十二年一 月二六日

(道路計画課)

福島県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡昭和村大字小野川字四百苜四〇〇番 二地先から 同 郡同 村大字小野川字四百苜四〇一番 二地先まで	平成二十二年一 月二六日

(道路計画課)

福島県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	南相馬市小高区塚原字白金田一七〇番二地 先から 同 市小高区塚原字浜田一五四番地先ま	平成二十二年一 月二六日

公 告

公告第三百八十二号

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めた。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の名称  
三春町中心市街地第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- 二 当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の範囲  
次に掲げる区域

- 1 田村郡三春町字大町四十二番一、四十二番二、四十二番五、四十三番一、四十三番二、四十三番三、四十三番四、四十三番六、四十四番二、四十五番二、四十六番四、四十九番二及び五十番二
- 2 田村郡三春町字中町八十番、八十一番、八十二番一、八十二番三、八十三番、八十四番、八十五番一、八十五番二、八十五番三、八十五番五、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番一、九十番二及び九十一番一
- 3 田村郡三春町字荒町十一番、十二番、十三番一、十三番二及び百四十八番

(商業まちづくり課)

公告第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
中島村土地改良区

就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 加藤 幸一 西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地

(農村計画課)

公告第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

で

(道路計画課)

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
矢吹土地改良区  
就任した役員

役別 氏名 住所  
理事 加藤 幸一 西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地

(農村計画課)

公告第三百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
安達疏水土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 岡部 善宜 本宮市糠沢字久保内一七四番地  
同 藤井 剛 同 市長屋字浦門四二番地  
同 國分 政司 同 市糠沢字堀ノ内二一〇番地  
同 佐藤 正芳 同 市糠沢字下後山六八番地  
同 三瓶 久利 同 市糠沢字北箕内一六番地  
同 國分 憲治 同 市和田字境ノ内一六六番地  
同 金子 徳男 同 市和田字二ツ池一八八番地  
同 國分 忠エ 同 市白岩字柳内六九三番地の六  
同 橋本 喜一郎 二本松市新生町四八番地三  
同 橋本 信男 同 市平石町一六三番地  
同 渡邊 和彦 本宮市和田字大谷戸三一一番地  
同 巴 市史郎 同 市糠沢字二斗内八〇番地  
同 渡邊 甚市 同 市白岩字桑内二六二番地  
同 保住 彌藏 二本松市大町一七五番地  
同 伊藤 喜將 本宮市稲沢字赤坂二八番地二  
同 三瓶 甚五郎 同 市白岩字埋内六〇一番地  
同 三瓶 寿久 同 市白岩字宮田一三三番地  
同 國分 民雄 同 市糠沢字南箕内一五番地  
同 菅野 好和 二本松市平石町三八二番地一

就任した役員

同 菅野 好和

役別 氏名 住所  
理事 國分 政司 本宮市糠沢字堀ノ内二一〇番地  
同 國分 民雄 同 市糠沢字南箕内一五番地  
同 保住 彌藏 二本松市大町一七五番地  
同 渡邊 和彦 本宮市和田字大谷戸三一一番地  
同 三瓶 芳一 同 市和田字西大夏張一五三番地一  
同 國分 忠エ 同 市白岩字柳内六九三番地の六  
同 大内 晃 同 市長屋字一斗内二七番地  
同 渡邊 重勝 同 市白岩字根岸三七九番地の五  
同 鈴木 正弘 二本松市錦町一丁目三七三番地  
同 石川 義弘 本宮市白岩字塩ノ崎七五六番地  
同 渡邊 千里 同 市糠沢字越田二五番地  
同 古宮 忠重 同 市糠沢字作三三番地  
同 佐藤 徳男 二本松市堀越一二五番地  
同 國分 八重子 本宮市糠沢字小田部一四六番地  
同 猪平 金美 同 市和田字茂内一八〇番地  
同 渡邊 正勝 同 市糠沢字田島一一二番地一  
同 菅野 好和 二本松市平石町三八二番地一  
同 三瓶 勝敏 同 本宮市和田字返シ内七八番地  
同 渡邊 峻一 同 市糠沢字団子森六〇番地

同 國分 政司

同 國分 民雄

同 保住 彌藏

同 渡邊 和彦

同 三瓶 芳一

同 國分 忠エ

同 大内 晃

同 渡邊 重勝

同 鈴木 正弘

同 石川 義弘

同 渡邊 千里

同 古宮 忠重

同 佐藤 徳男

同 國分 八重子

同 猪平 金美

同 渡邊 正勝

同 菅野 好和

同 三瓶 勝敏

同 渡邊 峻一

公告第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十二年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
大熊町土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 志賀 秀朗 双葉郡大熊町大字夫沢字大二五六番地  
同 渡部 悟 同 郡同 町大字野上字諏訪一一八番地  
同 横川 公治 同 郡同 町大字大川原字西平八一二番地の一  
同 佐藤 孝壽 同 郡同 町大字熊字錦台五一八番地  
同 石橋 英雄 同 郡同 町大字熊字滑津六〇〇番地  
同 塚本 英一 同 郡同 町大字熊字熊町四三三番地  
同 松永 喜材 同 郡同 町大字熊川字久麻川四九三番地  
同 齋藤 重征 同 郡同 町大字小入野字東大和久六三二番地

同 志賀 秀朗

同 渡部 悟

同 横川 公治

同 佐藤 孝壽

同 石橋 英雄

同 塚本 英一

同 松永 喜材

同 齋藤 重征

同 齋藤 重征

(農村計画課)

同	佐々木 安	同	郡同	町大字夫沢字中央台七〇三番地
同	吉田 俊夫	同	郡同	町大字野上字山神八二番地
同	金森 干城	同	郡同	町大字下野上字金谷平五五一番地の一
同	渡邊 忠一	同	郡同	町大字夫沢字長者原六四七番地
同	新長 英一	同	郡同	町大字熊川字久麻川七五番地
同	澤原 善男	同	郡同	町大字大川原字南平一五〇二番地の五
就任した役員				
役員 氏名		住所		
理事 渡邊 利綱		双葉郡大熊町大字大川原字南平八六二番地		
同 塚本 英一		同 郡同 町大字熊字熊町四三三番地		
同 横川 公治		同 郡同 町大字大川原字西平八一二番地の一		
同 鈴木 照重		同 郡同 町大字熊字旭台三七六番地		
同 石橋 英雄		同 郡同 町大字熊字滑津六〇〇番地		
同 松永 喜材		同 郡同 町大字熊川字久麻川四九三番地		
同 鈴木 勝男		同 郡同 町大字小入野字東大和久五一六番地		
同 岡田 重成		同 郡同 町大字夫沢字大六〇七番地		
同 渡邊 忠一		同 郡同 町大字夫沢字長者原六四七番地		
同 吉田 俊夫		同 郡同 町大字野上字山神八二番地		
同 渡部 悟		同 郡同 町大字野上字諏訪一八八番地		
同 石田 喜子衛		同 郡同 町大字下野上字原一三番地		
同 新長 英一		同 郡同 町大字熊川字久麻川七五番地		
同 加井 孝之		同 郡同 町大字夫沢字中央台一一八番地		
同 金森 干城		同 郡同 町大字下野上字金谷平五五一番地の一		

(監本誌掲載)

公告第387号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道(県中・田村処理区)維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊田 優 吉

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定業務の件名及び数量 流域下水道(県中・田村処理区)維持管理業務一式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
  - (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
  - (4) 履行場所 県中浄化センター(福島県郡山市日和田町高倉字追越89番地)及び大

滝根水環境センター(福島県田村市船引町字春山赤間田154番地の3)ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件をすべて満足している単独の者又は(2)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体(2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。)であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申し立てがなされていない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成18年4月1日以降に次に掲げるすべての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。

(ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

(ウ) 1日当たり汚水142,800立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所(イ)に掲げる者にあつては、大滝根水環境センターを除く。)に配置できる者であること。なお、(ア)の総括責任者は(ウ)及び(イ)に掲げる者を兼務することができるものとし、(ロ)に掲げる者は外部に委託してもよいこととする。

(ア) 総括責任者(下水道処理施設管理技士(下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士をいう。以下同じ。)であつて、当該業務に専任できる者)

(イ) 副総括責任者(下水道処理施設管理技士又は下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に規定する資格を有する者)

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者)

(エ) 危険物取扱者(消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状(同法別表第1の第4類の項目名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。)の交付を受けている者)

(イ) 電気工事士(電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者)

(ロ) 電気工事士(電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者)

(ハ) 電気工事士(電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者)

- (カ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）
- (キ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者）
- (ク) 安全管理者（労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (ケ) 衛生管理者（労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (コ) 産業医（労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (カ) 安全衛生推進者（労働安全衛生規則第12条の3第1項に規定する者）（常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合に限る。）
- (ク) ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条各号に掲げる免許を受けている者）
- (カ) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）
- (ハ) 特定科学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を終了した者）
- キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 構成員は、2者又は3者であること。
- イ 自主結成であること。
- ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の構成員のすべてが(1)のアからエまでに掲げる条件をすべて満足している者であること。
- カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ(ア)に掲げる者に係るものに限る。)に掲げる条件を満足している者であること。
- キ 共同企業体の構成員により(1)のカ(ア)に掲げる者に係るものを除く。)に掲げる条件を満足している者をすべて配置できること。
- ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者については2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者については2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、

平成22年12月20日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地  
福島県東中流域下水道建設事務所総務課  
電話番号024-958-3861

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

5 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。

(1) 配達指定期日 平成23年1月14日（金）

(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

6 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年1月27日（木）午前10時

(2) 場所 3に掲げる場所に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けず、評価値の表記については、小数点第5位以下を切捨てるものとする。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。  
ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者について、流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務委託総合評価委員会の意見聴取等の後、落札者とする。

#### 11 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The maintenance and management of the Kentyuu Jyoutka Center and the Ohtakine Mizu Kankyuu Center, Regional Sewerage System Iset

(2) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15p.m, 14 January 2011

(3) Contact point for the notice : The Kentyuu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5, Yamanoi, Hiwada, Koriyama - shi, Fukushima, 963-0534  
Japan TEL024-958-3861

(下水道課)